

国官総第169号
国官会第19134号
国官技第271号
国営計第131号
国不入企第25号
令和5年12月27日

各地方整備局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿
国土地理院長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への
対応について」の一部改正について

デジタル臨時行政調査会は、令和4年6月3日、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を決定し、この中で、代表的なアナログ規制7項目に関する通知・通達等の見直し方針が示された。

これを踏まえ、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）を下記のとおり改正することとしたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置されたい。

記

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1 体制等の整備 2. 低入札価格調査等に係る情報の公表 国土交通省直轄工事における低入札価格調査に係る情報（工事件名、予定価格、調査基準価	第1 体制等の整備 2. 低入札価格調査等に係る情報の公表 国土交通省直轄工事における低入札価格調査に係る情報（工事件名、予定価格、調査基準価

格、落札価格、落札業者等) については、インターネットにより公表を行うこととする。

格、落札価格、落札業者等) については、当該低入札価格調査制度調査対象工事を発注した地方整備局又は事務所において閲覧及びインターネットにより公表を行うこととする。